

東浦町芸術文化関係全国大会等出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化関係の全国大会等に出場する個人又は団体（以下「個人等」という。）に対し、東浦町芸術文化関係全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、もって広く町民に芸術文化意識の高揚を図り、振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民文化祭
- (2) 全国高等学校総合文化祭
- (3) 国、県又はこれら準ずる機関、財団法人、社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会及びコンクールのうち、県大会、地方大会等の予選又は選考会を経て出場する大会
- (4) その他、町長が特に必要と認める全国大会以上の規模の大会

(交付対象)

第3条 激励金は、次に掲げる個人等が全国大会等に出場する場合に交付する。

- (1) 町内に在住し、在勤し、又は在学している者
- (2) 町内に活動の拠点を置く団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者又は団体

2 激励金の交付は、一個人等につき同一年度に2回を限度とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

- (1) 予選又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で参加資格が当該団体に限定される場合

(激励金の額)

第5条 激励金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付申請書類等)

第6条 激励金を申請する個人等は、出場する大会が開催される5日前までに激励金の交付を様式第1により申請するものとする。

2 激励金の交付を受けた個人等は、大会終了後30日以内に様式第2により報告しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。